

流山市農業委員会
令和元年第7回
総会議事録

令和元年7月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和元年第7回総会議事録

1 期 日 令和元年7月11日(木)

2 場 所 流山市役所302会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 6番 石井 保
7番 吉田 達弘

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 真通 俊人
事務局係長 鈴木 正寿
事務局事務員 山村 大樹

9 会議目次

(1) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	3
(3) 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について	6
(4) 議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	7
(5) 議案第35号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	9
(6) 議案第36号 特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請 について	10
(7) 議案第37号 農地所有適格法人報告書の提出について	13
(8) 報告第19号 合意解約の通知について	15
(9) 報告第20号 転用許可に伴う工事完了の報告について	15
(10) 報告第21号 専決処理の報告について	16

▲開会 午後3時24分

○水代議長 それでは、ただ今から令和元年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

○水代議長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

6番 石井委員、7番 吉田職務代理を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

○水代議長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第37号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの7議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第19号「合意解約の通知について」から報告第21号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第31号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年7月11日提出

権利者は、流山市大字東深井の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市東深井の畑1筆 面積1,104平方メートルです。申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため隣接農地を売買により取得するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は東武線運河駅の南約0.7キロメートルに位置している畑1筆 面積1,104平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で1,600万円とのことでした。

申請地の畑は耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は0.7ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆9番(山崎委員) この申請地は、道路から少し奥に入っていますが、隣接地が申請者の所有農地なのですね。

◎秋元次長 (図を示しながら、)申請者の所有農地から耕作地に入っていきます。

◆9番(山崎委員) はい、判りました。

○水代議長 よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。

私から質問よろしいですか。

申請者は、今回は売買で取得しますが、他に貸している農地があるのですが、貸している農地は何ですか。

◎事務局(鈴木係長) 西深井に田を所有しており貸し付けています。

○水代議長 貸しているのは、田ですね、判りました。取得して農業規模を拡大するくらいなら他者へ貸付けるどころではないでしょうから。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。
(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第31号については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」の1番について議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第32号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年7月11日提出

議案1番については、総会に先立ち開催されました全員協議会で皆様にご審議いただいた案件です。

申請がありました権利者は、千葉市に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市西深井の現況畑1筆 転用面積1,021平方メートルです。

移転の原因は賃貸借です。

次に、申請事由ですが、権利者は、現在、申請地に近接する流山市西深井で建物の建築工事を行っておりますが、工事関係者用の駐車場が必要なことから申請がされたものであります。

この一時転用の期間については、来年の3月末日までの予定です。

議案案内図につきましては、2ページから3ページにございますので併せてご参照ください。

次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は、農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は「一時的な利用に供するために行う事業(一時転用)で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められた場合」には、第1種農地の不許可の例外として許可ができるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号の1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の1番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」の2番から7番について議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案2番から7番の権利者は流山市です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑18筆 転用面積18,825.58平方メートルです。

移転の原因は使用貸借です。

次に、申請事由ですが、今後、当該地において中学校建設を検討している中、埋蔵文化財包蔵の確率が非常に高いため中学校建設に伴う農地転用申請に先立ち、文化財調査のための一時転用の申請がされたものです。

この一時転用の期間については来年の1月末日までの予定です。

議案案内図につきましては、A3別紙をご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」の2番から7番についてご報告いたします。

今月の小委員会で審議した案件は、一時転用によるものが6件であります。

本案については、現地調査と申請関係者からヒアリングを行っております。

議案の2番から7番につきましては、同一事業者で関連がありますので一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1.1キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は文化財調査でございます。

権利者は、流山市です。

申請理由については、今後、当該地において中学校建設を検討している中、埋蔵文化財包蔵の確率が非常に高いため、中学校建設に伴う農地転用申請に先立ち、文化財調査のための一時転用の申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。文化財調査のため、区域内を順番に重機で掘削し、文化財が確認できた場合には発掘調査を実施することです。文化財が確認できなかった場合および発掘調査後は掘削土を埋め戻すとのことでした。

また、区域内には調査員用の仮設トイレ、車両置場、資材用具入れを設ける予定です。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、住宅及び畑となっています。

次に、資金計画につきましては、発掘調査費が約1,626万円でございます。全額市の予算で賄う計画であり、市の予算書が添付されております。

なお、他法令につきましては、該当ありません。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 参考でお聞きしたいのですが、小学校用地の文化財調査はどのくらいの期間掛かったのですか。

今、中学校用地の調査で半年程度ですね。小学校の調査は終わるのですか。

◎秋元次長 はい、終わらせる予定です。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号の2番から7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の2番から7番については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第33号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和元年7月11日提出

議案の1番から5番については、権利者が同一で関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、新規は流山市駒木台にあります畑3筆 合計面積5,764平方メートルです。更新は流山市野々下にあります畑2筆 計2,691平方メートル及び平方の畑3筆 計2,060平方メートルで、合計面積4,751平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の1番と2番については、新規により3年間で、移転の原因は、使用貸借です。議案の3番から5番については、更新により3年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、4ページと5ページ及び6ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の6番の権利者は、流山市上新宿新田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市小屋にあります田3筆 合計面積3,093平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、7ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が4件であります。

議案の1番から5番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の1番と2番は新規により3年間、議案の3番から5番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は41歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

続きまして、議案の6番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は91歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は230日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで、作付済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 1番と2番は無料ですか。

◎秋元次長 はい、使用貸借です。

○水代議長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第33号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、議案第34号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください

議案第34号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和元年7月11日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市大字木の方で、被相続人の子に当たります。

申請地は、南流山の現況畑3筆 合計面積1,182.07平方メートルで、現在、生産緑地地区の指定を受けている農地です。

議案案内図は8頁、別添写真は2頁の⑧になります。併せてご参照願います。

次に、被相続人については、昨年9月に91歳で亡くなられた方です。相続人については、年齢は67歳です。

次に、相続人の世帯の農業従事者は、3名です。

現地の状況につきましては、耕起、作付け済の状況でありました。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第34号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は1件です。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、武蔵野線南流山駅の西約1キロメートルに位置している土地でございます。

被相続人は、昭和2年生まれで、平成30年9月に91歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の子で昭和27年生まれの67歳の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者とその家族で、合計3名であります。

申請地は、写真のとおり、耕起、作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 亡くなったのは、平成30年ですよ。なんで今頃の手続きなのか。

○水代議長 相続が発生して、今、その手続き中ですね。タイミング的には合いますね。ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第35号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の10ページをご覧ください。

議案第35号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和元年7月11日提出

本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

申請者は、流山市美原にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市美原にあります畑1筆 面積641平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、本人であり、自身の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

また、この案件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第35号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」をご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の北西約0.8キロメートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が平成27年に脳梗塞で入院し、退院後の体調も思わしくなく、本年の1月に農業経営が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆2番(金子委員) 買取り申し出をするというのは、生産緑地の指定をはずすということですね。

◎事務局(鈴木係長) そうです。生産緑地の指定を解除して市に買取の申し出をするのです。

◎秋元次長 市は、生産緑地に対して(特別の事情がない限り)買取の義務があります。まず、生産緑地の指定を解除してその後売却を考えております。

◆2番(金子委員) はい、判りました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第35号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第36号「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

議案第36号

特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第3条第1項の規定による承認申請を次のとおりとする。

令和元年7月11日提出

本件の内容は、市民農園開設に関する土地の貸借の承認になります。

市民農園の開設方法としては、別紙資料のように、貸付方式と農園利用方式によるものの2つの形態があります。

これまで、流山市での貸付方式による市民農園は、特定農地貸付法によって流山市シルバー人材センターが承認をうけ、運営を行っております。

昨年、市街化区域にある生産緑地の貸し借りをしやすくする、「都市農地貸借円滑化法」が施行されました。この法律により、生産緑地を、第3者である事業者が土地所有者が直接貸して、貸付方式の市民農園を開設することが可能となりました。

今回の承認申請は、都市農地貸借円滑化法の規定により、市民農園開設を目的とした農地の貸付けにあたり、農業委員会の承認を受けるものです。

本案の申請者は、東京都新宿区に住所を置く法人です。

次に、貸付地の状況などについてですが、

申請地は、流山市おおたかの森北の畑2筆 合計面積4,996平方メートルで、生産緑地地区に指定されています。

事業内容は、1区画が3平方メートルを20区画、10平方メートルを136区画整備し、市民農園として貸付けを行うため、承認申請があったものであります。

また、この案件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第36号「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」ご報告します。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」第11条において準用する「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条の規定により、都市住民等への趣味的な農地の利用を目的とした農地、いわゆる市民農園の貸付けに当たっては、農業委員会の承認が必要となっているところです。

本案についても、現地調査と申請者からのヒアリングを行って、審議いたしました。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北約500メートルに位置している土地で生産緑地地区に指定されています。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。貸付け区画は、3平方メートルを20区画、10平方メートルを136区画の計156区画を用意し、利用者に1年間の期限で貸付けするものです。

当該貸付けの要件として、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであることとありますが、これは申請書に添付されている貸付規程に記載があることを確認しました。

また、申請にあたっては、市民農園の農地の適切な管理・運営の確保、周辺地域への支障を及ぼさないことのほか、貸付けの中止、又は廃止する場合について定められた貸付協定書を、市と事業者と土地所有者の三者により締結することが必要ですが、こちらは令和元年6月に締結されておりました。

さらに、申請地は生産緑地であり、将来的に買取申し出の際に必要な「主たる従事者要件」についても、土地所有者の従事計画の書面が添付されていました。

以上のことをもとに審議したところ、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」第11条において準用する「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項に定める、市民農園としての適切な位置、妥当な規模、利用者の募集方法及び公正かつ適正な選考の方法、農地の適正な管理・運営の確保、周辺農地への支障を及ぼさないことなどの各要件に該当することから、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案については、小倉委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小倉委員の退席を求めます。

(午後4時5分 小倉委員退席)

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆1番(鈴木委員) 参考までにお聞きしたいのですが、こちらの1区画あたりの賃借料はおいくらですか。

◎秋元次長 1区画あたりの賃借料は、3平方メートルのところは、年間76,800円、10平方メートルのところは、年間98,000円です。

◆1番(鈴木委員) 借り手はいるのですか。

◎秋元次長 全部はうまっていないのですがいます。

◆1番(鈴木委員) 区画のところには、水利関係の設置はされるのですか。

◎岡田委員長 1箇所水道があります。そこには外流し用のシンクがあり、その下に給水用のジョウロが複数個設置されています。

◆1番(鈴木委員) 使用料の中に指導料や肥料代など含まれていましたか。

○水代議長 この件は、既に契約も締結されており運用もされているもので、法改正によって今回審議となったものですよね。

◎岡田委員長 そうです。

◆1番(鈴木委員) はい判りました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第36号については、承認することに決定いたしました。

小倉委員の除斥を解きます。

(午後4時9分 小倉委員入室)

○水代議長 ありがとうございます。

○水代議長 次に、議案第37号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の12ページをご覧ください。

議案第37号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和元年7月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、千葉県富里市にあります法人と流山市おおたかの森南にあります法人です。

はじめに、議案1番の富里市の法人についてです。報告がありました事業年度は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和元年5月31日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は11.8ヘクタール、うち流山市内3.0ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・加工・販売等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、全部となっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合としております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株の95%が農業常時従事者の株であります。

また、業務執行役員につきましては、役員5名の方が農業に常時150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えています

ので、適合とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の議案案内図につきましては、11ページから13ページになります。

続きまして、議案2番の流山市おおたかの森南にあります法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧くださいと思います。

報告がありました事業年度ですが、当該法人は昨年7月に設立されたため、平成31年2月28日までの約8か月分の報告です。

確認書の表に、令和元年5月31日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は0.32ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、合同会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の販売、ファームレストランの経営、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっております役員は2名であり年間150日以上従事していました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の議案案内図につきましては、14ページから16ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第37号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必

要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第37号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長 次に、報告第19号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第19号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和元年7月11日報告

合意解約が行われました農地は、流山市おおたかの森北にあります畑2筆 合計面積8,504平方メートルで、合意解約通知書の受付日は令和元年6月10日であります。

なお、合意解約時点では仮換地であったため、従前地の面積となっており、換地処分後の字名と面積は括弧書きで示してあります。

また、当該農地については、議案書の11ページの議案第36号にありますとおり、特定都市農地貸付けを行うために解約されたものです。この報告の議案案内図につきましては、17ページにありますので、ご参照ください。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第20号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第20号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和元年7月11日報告

1番につきましては、本年4月の総会で審議がなされ、4月12日付けで許可となった案件であります。

案内図及び竣工図につきましては、議案案内図の18ページと19ページにございます。

また、本件につきましては、先月4日の第2小委員会の現地調査と併せて、小倉委員、山崎委員、鈴木委員、金子委員、小菅委員にご確認をいただきました。

2番につきましては、昨年7月の総会で審議がなされ、8月30日付けで許可となった案件であります。

案内図及び竣工図につきましては、議案案内図の20ページと21ページにございます。

また、本件につきましては、先月21日に小嶋委員、中嶋委員にご確認をいただきました。

最後に、現地の写真につきまして、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第21号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の15ページをお開きください。

報告第21号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年7月11日報告

最初に、1農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご報告いたします。

今月の農地法第3条の3第1項の届出のご報告は、3件 9筆 面積8,146平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。今月の農地法第4条の届出のご報告は、3件 5筆 面積674.71平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の16ページをお開きください。

次に、3農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は、14件 19筆 面積4,441.90平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地3件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が13件、その他の建物施設用地が1件の計14件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は以上です。よろしくお願いたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもって、令和元年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時22分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和元年7月11日

流山市農業委員長 水代啓司

流山市農業委員会委員 石井保

流山市農業委員会委員 吉田達弘